

紀南環境広域施設組合規則第3号

紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月20日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第19号）の一部を次のように改正する。

第19条中「100分の101.75」を「100分の107.25」に改める。

第2条 紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第19条中「100分の107.25」を「100分の104.5」に改める。

附 則

- 1 この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年紀南環境広域施設組合条例第2号）の施行の日（令和元年12月20日）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則第19条の規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）の施行の日（令和元年11月22日）から適用する。